

通教月報

診療情報管理研究

令和5(2023)年3月号

編集  
発行人

武田 隆久

〒102-8414 東京都千代田区三番町9-15

一般社団法人 日本病院会 教育部教育課

TEL 03-5215-6647 (受講生専用)

FAX 03-5215-6648 (受講生専用)

URL <https://jha-e.jp/>

受付時間 平日 10:00~17:00

発行日 毎月1日

## 電子処方箋管理サービスが切り拓くリアルタイムな診療情報の活用の可能性

石川 ベンジャミン光一

DPC コース小委員会 委員

国際医療福祉大学 赤坂心理・医療福祉マネジメント学部 医療マネジメント学科/大学院 医学研究科  
教授

第16回診療情報管理士認定試験を受験された皆さん、お疲れ様でした。これまでの学習の成果を発揮することができましたでしょうか？ また、来年の認定試験に向けて勉強を進める受講中の皆さんの進捗はいかでしょうか？ 4月からの新年度を迎えるこのタイミングでこれまでの学習の進捗状況を確認し、科目試験に向けて確実にweb授業の履修を済ませるための全体計画を見直してみてください。業務と学習とを両立させることは困難かもしれませんが、全体の計画の中で今月・今週・今日やるべきことを意識すると、皆さんなりの学習のペースがうまく回るようになると思います。

さて、皆さんは現在導入が進められている「電子処方箋管理サービス」のことはご存じでしょうか？ 処方箋と聞くと薬剤師の業務範囲であって、診療情報管理士の業務とは関係がないと思われるかもしれませんが、実はこの電子処方箋、国内での診療情報の電子的なやりとりには大きな変革をもたらす第1歩となるものです。電子処方箋管理サービスは、医療機関と調剤薬局、患者との間で処方箋の情報を共有・活用するための枠組みで、運用が始まっている施設・地域の数はまだ少数ですが、日々の外来処方・調剤での利用を目的として、随時情報を交換することができるようになっています。

我が国のこれまでの診療情報のデータ交換では、診療報酬の電子請求やDPC調査のデータ提出のように、月ごとに作成したデータをやりとりするようなシステムが基本となっていました。電子処方箋管理サービスではリアルタイムで処方箋の登録(医療機関)、処方箋の取得と調剤内容の登録(薬局)ができるようになっています。そしてリアルタイムで情報交換ができることから、サービスの一環として重複投薬のチェックも可能になっています。

こうしたシステムが処方箋以外の診療情報にも拡大できるとしたら、どのような活用が可能になるでしょうか？ 例えば、処方箋のデータに加えて患者の傷病名を参照することができれば、薬剤の禁忌チェックが可能になります。ただし、確実にチェックするためには精度が高く、かつ最新の診断情報が必要です。これまでの診療情報管理業務では、定期的なデータ作成・監査などが中心となっていました。これからはリアルタイムな情報の作成と品質管理が重要な課題となります。医療におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現に向けて、次の時代を担う皆さんの専門的スキルが求められています。

(参考) 厚生労働省, 電子処方箋. <https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

